

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認千葉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	25 件
国民年金関係	11 件
厚生年金関係	14 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	45 件
国民年金関係	15 件
厚生年金関係	30 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年5月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 5 月から 42 年 3 月まで

私が 20 歳になったとき、父が私の将来を考え、国民年金の加入手続を行い、私が結婚するまでの期間の国民年金保険料は、両親のどちらかが納付していたと聞いている。申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和 41 年 12 月に払い出されたことが確認でき、その時点において申立期間の国民年金保険料を現年度納付することが可能な期間である。

また、申立期間は 11 か月と短期間であり、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付は、私の将来を考え、父が加入手続を行い、両親が保険料を納付してくれたと述べていることから、申立人の両親が加入当初の申立期間の保険料を納付しなかったとは考え難く、申立期間の保険料を納付していたものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案 2719（事案 174 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から42年3月までの期間及び52年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年4月から42年3月まで
② 昭和52年4月から同年6月まで

私は、昭和40年4月から42年3月までの期間及び52年4月から同年6月までの期間については、自らA市役所の窓口で国民年金保険料を納付しており、未納とされていることは納得できない。

平成20年5月に第三者委員会より、申立期間の保険料の納付を認めることができないという通知を受領したが、22年1月に年金事務所に再相談に行き、夫の納付記録を見て、申立期間当時、自分の貯金から保険料を納付していたことなど新たな記憶がよみがえってきたため、再申立てを行うので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の記憶が曖昧^{あいまい}なため、国民年金の加入手続を行った時期及び国民年金保険料の納付状況が不明であり、保険料の納付があったことを示す関連資料も無いことから、既に当委員会の決定に基づく平成20年5月2日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

しかしながら、申立人は、加入手続を行った時期が長男を出産した後の昭和40年の秋ごろであり、加入当初は申立人の夫の事業がうまくいかなかったため、自分の保険料のみを自分の貯金から納付していたことなどの新たな記憶がよみがえってきたと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得時期から、申立人は昭和40年11月ごろ、A市において加入手続を行ったものと推認できる上、当時の保

険料及び納付方法について明確に記憶していることを踏まえると、申立人の主張に信憑性^{びよう}の高さがうかがわれる。

また、申立期間①は24か月と比較的短期間であり、現年度で保険料を納付できる期間である上、申立人が申立期間①以降の120か月間に未納は無く、保険料を納付していることを考慮すると、加入手続当初から保険料を納付しなかったとは考え難い。

さらに、申立期間②は3か月と短期間であり、前後の期間は長期間納付済みとなっているなど納付意識の高さも認められることから、納付があったものと考えることが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 10 月から 58 年 3 月までの期間、59 年 4 月から同年 12 月までの期間及び 62 年 12 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 10 月から 58 年 3 月まで
② 昭和 59 年 4 月から同年 12 月まで
③ 昭和 62 年 12 月

私は、昭和 47 年に国民年金に加入して、結婚後は、自営業の夫と私の国民年金保険料を納付していた。未納期間があることは承知しているが、夫婦一緒に納付していたのに夫が納付済みとされている期間で、私が未納とされている期間があることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚後の期間について申立人が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人が国民年金の被保険者資格を取得した昭和 47 年 4 月以降、申立人の夫が 60 歳で被保険者資格を喪失した平成 12 年*月まで、申立期間を除き夫婦共に同一の納付記録となっており、申立人の主張どおり、申立期間当時は基本的に夫婦共に同日に保険料を納付していたものと推認される。

また、申立期間はいずれも短期間であり、保険料を一緒に納付したとする申立人の夫は納付済みであることが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年7月及び同年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年7月
② 昭和59年11月

私は、国民年金保険料の免除申請を行った昭和59年4月から60年2月までの保険料を10年後に1か月ずつ追納したはずであり、59年7月及び同年11月が追納したことになっていないことは納得できない。同年7月分については領収証書もあるので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和59年4月から60年2月までの国民年金保険料の申請免除期間について、申立期間の2か月を除き、追納制度を利用して追納可能な10年目の納付期限月に現年度保険料と合わせて追納したことが確認でき、厚生年金保険から国民年金の切替手続も適切に行い、保険料をすべて納付していることから、国民年金制度への理解及び納付意識の高さが認められる。

また、申立人は昭和59年7月の保険料を平成6年8月11日付けで追納した領収証書を所持しており、当該保険料が還付及び充当された記録はなく、申立人が同年の現年度保険料を同一月に2か月分納付していることが3度あることを勘案すると、申立人が短期である当該申立期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案 2722

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から48年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から48年9月まで

私は、申立期間にかかる国民年金保険料を、毎月市役所の窓口で納付書に現金を添えて納付したはずであり、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和39年*月から60歳で資格喪失する平成16年*月まで申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、国民年金制度への関心及び保険料の納付意識の高さが認められる。

また、申立人の提出した母子手帳（第二子）によれば、同手帳が昭和47年9月6日にA市で交付されており、48年5月30日以降はB市において乳児検診記録があることから、申立人の主張どおり、申立人は同年*月の第二子出産まではA市に居住しており、同年5月にはB市に居住していたことが確認できるところ、申立期間のうち昭和47年度の保険料はA市で、48年度の保険料はB市でそれぞれ現年度納付が可能である上、申立期間は18か月と比較的短期間であり、申立期間の前後は長期間納付済みであることを考慮すると、申立人は申立期間の保険料を納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年1月から同年3月までの期間及び同年5月から同年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、同年1月から同年3月までの期間及び同年5月から同年7月までの期間の納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年1月から同年7月まで

私が最初に勤めた会社を退職してから、次の会社に就職するまでの昭和47年1月から同年7月までの期間は、亡くなった母が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれた。この期間の領収書を所持しており、国民年金手帳に検認印もあるのに、未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和47年3月31日に払い出されており、申立人は、A銀行B支店の出納印のある申立期間の国民年金保険料領収書を所持している上、国民年金手帳の国民年金被保険者資格欄には、申立期間の同年1月1日から同年8月10日が被保険者期間として記載され、検認記録欄にはC市の検認印がある。

また、特殊台帳には、申立期間は当初、国民年金被保険者期間であり、昭和47年1月から同年7月の国民年金保険料が納付済みと記録されているところ、第3回特例納付制度を利用して55年5月に45年4月の保険料を納付した際、資格取得日が47年1月1日から45年4月27日に、資格喪失日が47年8月10日から45年5月1日にそれぞれ変更され、申立期間に係る47年1月1日から同年8月10日までの被保険者期間が特殊台帳に記載されなかったため、申立期間が未加入の期間となったものと推認されることを踏まえると、行政側の事務処理に誤りがあったと考えられる。

さらに、申立人の特殊台帳及びオンライン記録のいずれにも申立期間の

保険料が還付された記録は無く、社会保険事務所（当時）に還付整理簿の保管も無いため、当該保険料の還付の有無は確認できない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

しかしながら、申立人は、申立期間のうち、昭和47年4月については厚生年金保険被保険者であり、国民年金被保険者となり得る期間ではないことが明らかであることから、納付記録の訂正を行うことはできない。

千葉国民年金 事案 2724

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年3月

私は、申立期間の国民年金保険料を納付した領収書を所持しており、昭和49年4月1日に国民年金の被保険者資格を喪失とすべきところを同年3月31日に喪失とされ、納付した保険料を未加入期間のため、還付とされたことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る昭和49年3月の国民年金保険料の領収書を所持しており、国民年金被保険者名簿及び特殊台帳の記録からも申立期間の保険料を納付していたことが確認できることから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことは明らかである。

また、被保険者名簿及びオンライン記録により、昭和49年3月31日に国民年金被保険者資格を喪失し、同年4月1日に共済年金被保険者資格を取得していることが確認でき、同年3月は国民年金の強制加入期間となる場所、事実と異なる資格喪失手続により還付手続が行われるなど、行政側の事務処理に不手際が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成元年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 12 月から 63 年 12 月まで
② 平成元年 2 月及び同年 3 月

私は、A銀行（現在は、B銀行）C支店に国民年金保険料の納付書を持参して、夫の分と一緒に保険料を納付していたはずなのに、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 53 年 1 月 31 日にD市に対して払い出された番号の一つで、申立人の前後の任意加入者の資格取得日から、同年 5 月ごろに払い出され、同時期に加入手続を行ったことが推認でき、申立期間を除き、加入期間の国民年金保険料は納付済みである。

また、申立期間②については、2か月と短期間である上、申立期間の前後の保険料は納付済みであることから、申立期間②についても納付していたと考えるのが自然である。

一方、申立人は、夫の分と一緒に保険料を納付していたと主張しているところ、申立期間①は、その夫も未納期間となっており、夫婦一緒に納付したとする申立内容に不自然さがうかがえる。

また、申立人が申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成元年2月及び同年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成元年1月から同年5月までの期間及び3年8月から同年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 12 月から平成元年 5 月まで
② 平成 3 年 8 月から同年 10 月まで

私の妻は、A銀行（現在は、B銀行）C支店に国民年金保険料の納付書を持参して、私の分と一緒に保険料を納付していたはずなのに、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、平成元年1月から同年5月までの申立期間は、5か月と短期間である上、一緒に国民年金保険料を納付したとする申立人の妻は納付済みであることから、申立人は当該期間については申立人の妻と同様に、保険料を納付していたと考えるのが自然である。

また、申立期間②は、申立期間が3か月と短期間である上、申立人の妻は、申立期間②のうち、平成3年8月の保険料を過年度納付していることから、申立人は申立期間②についても申立人の妻と同様に、保険料を過年度納付していたと考えるのが自然である。

一方、申立人は、妻と一緒に保険料を納付していたと主張しているところ、申立期間①のうち、昭和61年12月から63年12月までの期間は、申立人の妻も未納期間となっており、夫婦一緒に納付したとする申立内容に不自然さがうかがえる。

また、申立人が申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成元年1月から同年5月までの期間及び3年8月から同年10月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和57年4月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年5月から58年3月まで

私が20歳になった昭和55年*月に母が私の国民年金の加入手続を行い、以後国民年金保険料を納付していたはずである。それなのに、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から、昭和58年1月7日にA市へ払い出された番号の一つであり、申立人の手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から、同年4月ごろに払い出され、申立人は同時期に国民年金の加入手続を行ったものと推認できる。

また、払出し時点において、昭和57年4月から58年3月までの期間は、現年度納付が可能であり、国民年金保険料を納付したとする申立人の母は、「納付書が届いた時にまとめて納付した記憶がある。」と供述していることから、57年4月から58年3月までの現年度分の保険料を納付したと考えるのが自然である。

一方、申立期間のうち、昭和55年5月から57年3月までの期間については、加入手続を行った58年4月時点において、55年5月から同年12月までの期間は時効により保険料を納付することはできない上、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、A市役所では、過年度納付を行うための納付書発行には、現年度の納付書とは別の事務手続が必要であったと回答しているところ、申立人の母に別途手続を行った記憶は無い上、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、57年4月から58年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から39年3月まで
② 昭和51年4月から53年3月まで

私の国民年金については、申立期間①当時は、妻が夫婦二人の国民年金手帳に印紙を貼付して国民年金保険料を納付していたのに、未納とされていることは納得できない。

また、申立期間②当時は、毎月、経営している店が忙しくなる昼ごろ、A市役所の担当者の女性が集金に来ており、妻が夫婦二人分の保険料と年金手帳を渡して納付していたのに、二人とも未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①当時は、国民年金手帳に印紙を貼付して納付していたと述べているところ、申立人の申述は当時の納付方式と符合する上、一緒に納付していたとする申立人の妻は、申立期間の国民年金保険料を納付済みであり、申立人が昭和38年4月に婚姻したことを踏まえると、申立期間①のうち、同年4月から39年3月までの期間は、申立人の妻が夫婦二人分の保険料を納付していたと考えるのが自然である。

一方、申立期間①のうち、昭和38年3月以前の期間については、申立人は36年7月からその妻と一緒に働いており、同年7月以降の保険料は申立人の妻が納付していたと述べているが、その妻は、同年4月から38年3月までの期間の保険料を実家であるB郡C町で納付していたことが被保険者名簿から確認できることから、妻と一緒に納付したとは考えられない上、申立人から保険料の納付場所及び納付時期について、具体的な申述は得ら

れず、申立期間当時の納付状況は不明である。

また、申立期間②については、申立人は、毎月、A市役所から集金に来ていたと述べているところ、申立期間当時、A市における集金の実態についてA市役所に照会したが、「集金制度の実施時期、申立人の居住地であるC町における納付組織の有無及び集金人の有無について、いずれも確認することができない。」と回答しており、集金制度の実施状況については不明である上、一緒に納付していたとする妻も申立期間は未納である。

このほか、申立人が昭和36年4月から38年3月までの期間及び申立期間②の保険料を納付していたこと示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和38年4月から39年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉厚生年金 事案 2312

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を 50 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年5月1日から10年4月1日まで

私は、給与の手取額が 50 万円かつ正社員の雇用条件でA社に勤務していたが、申立期間の標準報酬月額が 20 万円になっていることは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

B銀行C支店が保管する取引明細照会票により、申立人は、平成9年9月から10年11月まで、毎月月末にA社から給与が振り込まれていることが確認でき、申立期間中の同年4月までの厚生年金保険料等を控除した後の振込額と、標準報酬月額が 50 万円となった後の期間の厚生年金保険料等を控除した後の振込額に差はほとんど認められない。

また、オンライン記録により、申立人は、平成9年8月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した当初、標準報酬月額が 50 万円とされているが、その翌月の同年9月24日に、資格取得日が同年5月1日に、標準報酬月額が 20 万円に遡^{そきゅう}及して訂正されている上、平成10年8月25日に、9年10月の標準報酬月額が 50 万円から 20 万円に遡^{そきゅう}及して訂正されている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（50 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業主は、申立期間当時の関係資料が無く不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間②におけるA社に係る記録は、資格取得日が昭和40年8月1日、資格喪失日が43年4月1日とされ、当該期間のうち、同年3月31日から同年4月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とされない期間とされているが、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を同年4月1日とし、当該期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年4月1日から同年8月1日まで
② 昭和43年3月31日から同年4月1日まで

私は、大学卒業後の昭和40年4月1日、B社（幹事会社：A社）に入社し、同年4月8日にC国D（地名）において、E（職種）及びF（職種）として勤務した後、43年2月28日に帰国し、1か月の休暇後、同年3月31日に退社、同年4月1日にG社に入社した。

B社の業務は、A社に引き継がれているが、同社からは、資格喪失日を昭和43年3月31日から同年4月1日に訂正する旨の文書を発行してもらったのみである。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、H社会保険事務所（当時）は、A社から提出された申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認訂正届を平成19年8月3日に受理し、申立人の資格喪失日を昭和43年3月31日から同年4月1日に訂正処理を行っているが、当該期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険

者期間とならない期間とされている。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の被保険者記録の前後 68 人を調査した結果、月末日が資格喪失日となっているのは申立人のみであり、月初日の喪失者が 56 人、月中喪失者が 12 人であることから、当該事業所では、月末日まで勤務した者は、翌月初日に資格を喪失させる取扱いをしていたと推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和 43 年 2 月の社会保険事務所（当時）の記録から 2 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間②当時の資料が無く不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和 43 年 4 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 3 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 3 月の保険料についての納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間①について、申立人は、B社に勤務し、C国におけるプロジェクトにE（職種）として従事していたと主張しているところ、同プロジェクトに参加した出資会社の社員の証言により、申立人が、申立期間①にB社に勤務していることは推認できる。

しかし、B社は、申立期間①より 13 年後の昭和 53 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所になっているところ、申立人は、申立期間①直後の 40 年 8 月 1 日に、プロジェクトの参加会社の一つであるA社で厚生年金保険の被保険者資格を取得し、43 年 3 月 31 日に資格を喪失していることが確認できる。

また、A社の元人事部長は、「当時、B社は規模が小さく、厚生年金保険の適用事業所になれなかったため、当社で資格を取得させていたのだと思う。」、「当時の資料が無いため、詳細は不明である。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間①における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和63年8月29日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年8月29日から同年9月1日まで

私は、昭和63年8月にA事業所に入社し、B（職種）として平成元年3月まで勤務した。給与から7か月分厚生年金保険料が控除されているので、6か月の厚生年金保険被保険者期間を7か月に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給与明細書（支給期間：昭和63年8月29日から同年9月20日まで）の写しにより、申立人が申立期間においてA事業所に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書により11万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A事業所を引き継いだC事業所の事業主は、不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

千葉厚生年金 事案 2315（事案 872 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料をA社により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を昭和49年4月から50年3月までは19万円、同年4月から51年2月までは20万円に訂正することが必要である。

なお、A社は、申立人に係る厚生年金保険料（上記訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月1日から51年3月1日まで

厚生労働省の記録では、B社（現在は、C社）から子会社のA社に出向していた期間の標準報酬月額について、昭和49年4月から同年9月までは14万2,000円、同年10月から51年2月までは18万円と記録されているが、C社が所持している人事記録によれば、49年4月から50年3月までは19万円、同年4月から51年2月までは20万円の標準報酬月額となるはずである。

当初の判断後、賃金差額の補填^{ほてん}について同僚の証言が得られたので、厚生年金保険料の控除を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 給与明細書等の関連資料が存在しないことから、申立期間に係る厚生年金保険料の控除額及び賃金総額を確認することができないこと、ii) 事業主は、申立期間当時の賃金台帳、源泉徴収簿等の関連資料は保存しておらず、申立人の標準報酬月額の算出状況について不明としているほか、申立人と同種・同一賃金の労働者の存在についても確認できないと回答しており、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料の控除や、標準報酬月額の算出状況について確認できる

関連資料及び供述を得ることはできないこと、iii) A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立人の申立期間における標準報酬月額について、訂正等の不合理な点は見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成21年7月14日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、当初の決定後に、申立人が氏名を挙げた元同僚2名は、「B社から子会社に出向した際、子会社の賃金との差額について本社から補填があった。」と供述している。

また、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、親会社であるC社に照会を行ったところ、「子会社であるA社には、本社で決定した賃金に基づき、社会保険事務所（当時）に標準報酬月額を届け出るよう指導していたと思われるし、本社で決定した給与と子会社で支払われた賃金に差額分が生じた場合、差額分の補填は本社が行っており、差額補填分からも保険料を控除していたと思われる。」と回答している。

さらに、C社が提出した人事記録には、昭和49年4月1日、50年4月1日及び同年9月1日時点での基準内賃金（基本給額及び諸手当額）の記載があり、申立期間のうち、49年4月から50年3月までの基準内賃金に基づく標準報酬月額は19万円、同年4月から51年2月までの基準内賃金に基づく標準報酬月額は20万円となる。

加えて、オンライン記録における申立人の申立期間以外のB社における標準報酬月額は、人事記録で確認できる基準内賃金に対して、おおむね妥当な額で届け出られている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく保険料をB社及びA社により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、人事記録に記載された基準内賃金に基づき、申立期間のうち昭和49年4月から50年3月までは19万円、同年4月から51年2月までは20万円とすることが妥当である。

なお、A社が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立期間の全期間にわたって、人事記録の基準内賃金に基づく標準報酬月額と社会保険事務所の記録が一致していないことから、A社は、基準内賃金に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料の納入告知を行っておらず、A社は、申立期間の保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B支社における資格取得日は昭和22年9月1日、資格喪失日は25年7月25日であると認められ、また、同事業所における資格取得日は同年7月25日、資格喪失日は同年8月31日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和22年9月から23年7月までは600円、同年8月から24年4月までは3,300円、同年5月から25年3月までは5,000円、同年4月及び同年5月は7,000円、同年6月及び同年7月は8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年9月1日から25年8月31日まで
私は、A社C支店（現在は、D社）E事業所F課に、昭和20年9月1日に配属になり、25年8月30日に依願退職するまで在籍していたのに、22年9月1日から25年8月31日までの厚生年金保険被保険者の記録が無いことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

D社が提出した人事記録により、申立人は、昭和17年4月1日から25年8月30日まで同社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、A社C支店E事業所は、昭和22年9月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、同日に新規適用事業所となった同社B支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同一姓名で生年月日が異なる被保険者が、同日に資格取得し、25年7月25日に資格喪失し、同日に再度資格取得し、同年8月31日に資格喪失した記録が確認でき、申立人の人事記録と一致する。

さらに、申立人と一緒に勤務していたと証言している元同僚は、A社C支店E事業所における被保険者資格を昭和22年9月1日に喪失し、同日

に同社B支社において資格取得していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人がA社B支社において、昭和22年9月1日に資格取得し、25年7月25日に資格喪失し、同日に再度資格取得し、同年8月31日に資格喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、上記被保険者名簿の記録から、昭和22年9月から23年7月までは600円、同年8月から24年4月までは3,300円、同年5月から25年3月までは5,000円、同年4月及び同年5月は7,000円、同年6月及び同年7月は8,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が昭和61年4月1日、資格喪失日が平成6年2月1日とされ、当該期間のうち、同年1月31日から同年2月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例に関する法律に基づき、申立人の当該事業所における資格喪失日を同年2月1日とし、申立期間の標準報酬月額を34万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年1月31日から同年2月1日

私は、B社から、子会社のA社に出向し、昭和61年4月1日から平成6年1月31日まで勤務したにもかかわらず、同事業所の資格喪失日が同日とされたために、同年1月が厚生年金保険の被保険者期間となっていないことは納得できないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が昭和61年4月1日、資格喪失日が平成6年2月1日とされ、当該期間のうち、同年1月31日から同年2月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、事業主から提出された賃金台帳により、申立人は、A社に昭和61年4月1日から継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、賃金台帳により、34 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の資格喪失日を誤って届け出たことを認め、資格喪失日の訂正を届け出ていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和46年2月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、申立期間③に係る保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和48年6月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間③の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年12月31日から44年5月25日まで
② 昭和45年12月30日から46年2月1日まで
③ 昭和48年5月29日から同年6月1日まで

昭和43年11月から51年8月までA社B支店及び同社C営業所において、D（業種）に従事した。同期間は厚生年金保険の被保険者であると思っていたのに、記録が3か所欠落しているとする年金事務所の回答に納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、申立人は、オンライン記録において、A社B支店において昭和44年5月25日に厚生年金保険の資格を取得し、45年12月30日に資格を喪失後、46年2月1日に再度資格を取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、雇用保険の記録により、申立人は、申立期間②にA社に勤務

していたことが確認できる。

また、元同僚の供述により、申立人は申立期間において職種、業態の変更は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、昭和 45 年 10 月の申立人の A 社 B 支店に係る社会保険事務所（当時）の記録から 10 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の納付する義務を履行については、当該期間に行われるべき事業主による資格喪失届の機会において、社会保険事務所が記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主が昭和 45 年 12 月 30 日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 45 年 12 月から 46 年 1 月までの保険料の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納入されるべき保険料を充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間③については、雇用保険の記録及び元同僚の証言から判断すると、申立人は、A 社に継続して勤務し（A 社 B 支店から同社 C 営業所へ異動）、申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、異動日については、当時の同僚の供述から、昭和 48 年 6 月 1 日とすることが妥当である。

さらに、申立期間③の標準報酬月額については、昭和 47 年 10 月の申立人の A 社 B 支店に係る社会保険事務所の記録から、8 万円とすることが妥当である。

なお、申立期間③について事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料が無いため不明であると回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

3 申立期間①については、申立人の雇用保険の記録は、昭和 43 年 11 月

24日資格取得、同年12月30日離職となっており、オンライン記録と符合する。

また、申立人は当時の同僚を記憶していないことから、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立期間中に厚生年金保険の被保険者資格を有する元同僚1名に申立人の勤務期間について照会したが、具体的な証言を得ることはできず、申立人の勤務実態について確認することができない。

さらに、当該事業所を承継したD社の事業主は、「申立期間当時の人事記録等の関連資料は保管しておらず、申立人に係る厚生年金保険の届出や保険料の納付については不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間当時の雇用実態について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成5年4月1日から7年9月9日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額を5年4月から6年9月までは34万円、同年10月から7年3月までは28万円、同年4月から同年8月までは30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（上記訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年3月1日から7年9月9日まで

私が、A社に勤務した平成5年3月から7年9月までの期間の標準報酬月額は、給与支払明細書から控除されている標準報酬月額と相違しているので、報酬額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下、「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人から提出された給与支払明細書により、申立期間のうち平成5年3月を除く期間について、A社が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額よりも高い厚生年金保険料を控除されていることが確認できる。

また、標準報酬月額については、給与支払明細書により、平成5年4月から6年9月までを34万円、同年10月から7年3月までを28万円、同

年4月から同年8月までを30万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、給与支払明細書において確認できる報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、実際の報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず（上記訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を除く。）、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち平成5年3月については、給与支払明細書で確認できる標準報酬月額は、当該事業所が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額を下回る額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、訂正を行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の標準賞与額に係る記録を、平成15年7月10日及び同年12月10日は70万円、17年12月10日は76万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年7月10日
② 平成15年12月10日
③ 平成17年12月10日

A社は、申立期間①、②及び③の賞与から厚生年金保険料を控除しているが、委託先の社会保険労務士事務所の組織変更等があり、申立期間に係る届出を行っておらず、保険料を納付していない。平成22年3月24日に健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出しているので、給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、平成15年7月10日及び同年12月10日に支給された賞与については70万円、17年12月10日に支給された賞与については76万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立人の申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に届け出ていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の標準賞与額に係る記録を、平成15年7月10日及び同年12月10日は56万円、17年12月10日は57万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年7月10日
② 平成15年12月10日
③ 平成17年12月10日

A社は、申立期間①、②及び③の賞与から厚生年金保険料を控除しているが、委託先の社会保険労務士事務所の組織変更等があり、申立期間に係る届出を行っておらず、保険料を納付していない。平成22年3月24日に健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出しているので、給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、平成15年7月10日及び同年12月10日に支給された賞与については56万円、17年12月10日に支給された賞与については57万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立人の申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に届け出ていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の標準賞与額に係る記録を、平成15年7月10日及び同年12月10日は60万円、17年12月10日は66万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年7月10日
② 平成15年12月10日
③ 平成17年12月10日

A社は、申立期間①、②及び③の賞与から厚生年金保険料を控除しているが、委託先の社会保険労務士事務所の組織変更等があり、申立期間に係る届出を行っておらず、保険料を納付していない。平成22年3月24日に健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出しているので、給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、平成15年7月10日及び同年12月10日に支給された賞与については60万円、17年12月10日に支給された賞与については66万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立人の申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に届け出ていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を66万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成17年12月10日

A社は、平成17年12月の賞与から厚生年金保険料を控除しているが、委託先の社会保険労務士事務所の組織変更等があり、申立期間に係る届出を行っておらず、保険料を納付していない。平成22年3月24日に健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出しているので、給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、平成17年12月10日に支給された賞与については、66万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立人の申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に届け出ていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B工場における資格喪失日は昭和62年6月1日であると認められることから、厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、16万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年5月31日から同年6月1日まで

私は、昭和62年4月1日にA社に入社し、同年6月1日付けで親会社であるC社に出向した。その時に、A社での厚生年金保険被保険者の資格喪失日が同年5月31日となっているので調査し訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

D企業年金基金が保管する申立人の厚生年金基金加入員台帳及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和62年6月1日にA社B工場からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、上述の厚生年金基金加入員台帳によると、申立人が昭和62年6月1日にA社で当該基金加入員資格を喪失し、同日にC社で同資格を取得したことが確認でき、当該基金の加入期間に欠落は無い。

さらに、当該事業所において平成15年から社会保険の手続事務をしている担当者は、「D企業年金基金が代行返上をした16年8月以降に、同基金より申立人の記録を訂正したとの報告は受けていない。」と証言している。

加えて、「厚生年金基金加入員資格喪失届及び同資格取得届は申立期間当時もおそらく複写式であった。」との証言があった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、

事業主は、申立人が昭和 62 年 6 月 1 日に申立人の A 社 B 工場における厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A 社 B 工場における昭和 62 年 4 月の社会保険事務所の記録から 16 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和62年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年5月24日から同年6月1日まで

私は、A社に昭和53年4月に入社して以降、平成20年5月まで一度も辞めることなく継続して勤務していた。

しかし、私がA社から子会社であるB社に異動した昭和62年5月24日から同年6月1日までの期間が、厚生年金保険の未加入期間となっていることが納得できないので、調査して記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された昭和62年5月分、同年6月分に係る諸給与支払内訳明細書、昭和62年度分給与所得に対する所得税源泉徴収簿及び申立人の雇用保険の加入記録から、申立人は同社に継続して勤務し（A社から同社子会社のB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、人事記録、辞令等は保存されていないものの、昭和62年6月時点でB社に在籍していた元同僚は、「申立人がB社に勤務し始めたのは、62年6月からだと思う。」と証言していることから同年6月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源

泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、諸給与支払内訳明細書において確認できる報酬月額から、41万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書から、昭和62年5月24日を資格喪失日として届け出たことが確認でき、事業主は資格喪失届の記載に過誤があったことを認めていることから、事業主が資格喪失日を同年6月1日と届け出るべきところ、同年5月24日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年5月の保険料について納付の告知をしておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年1月から42年3月までの期間、45年1月から同年3月までの期間、54年7月から55年9月までの期間及び55年10月から57年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年1月から42年3月まで
② 昭和45年1月から同年3月まで
③ 昭和54年7月から55年9月まで
④ 昭和55年10月から57年7月まで

私は、申立期間①及び②当時、A（職種）として勤務し、市有地を借りて家を見て、市への地代及び税金等の滞納は無いようにしていた。

申立期間の国民年金保険料は妻が納付したはずであり、申立期間①、②及び③が未納とされ、申立期間④が免除とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①、②、③及び④の国民年金保険料を夫婦一緒に納付したと申述しているところ、申立人及びその妻の国民年金被保険者台帳及び国民年金被保険者名簿によると、申立期間①、②及び③はいずれも未納期間であり、申立期間④は免除期間であることが確認でき、オンライン記録と一致する上、申立期間の保険料は、申立人の妻が納付していたと主張しているが、申立人の妻は、申立期間当時の保険料の納付状況を具体的に覚えておらず、納付状況は不明である。

また、申立人及びその妻の国民年金被保険者台帳には、昭和38年4月から41年12月までの期間において「時効消滅」の押印が確認でき、押印がなされた時点において、申立期間①のうち41年12月以前は未納であったと推認されることから、申立人の妻が夫婦二人分の申立期間の保険料を納

付したとする主張に信憑^{びよう}性は認められない。

さらに、申立期間④については、申立人及びその妻の保険料の免除記録が国民年金被保険者台帳及び国民年金被保険者名簿に記載されており、夫婦共に免除が承認されていることに特段不合理な点は見受けられず、申立人及びその妻は共に免除の申請をしたものとするのが自然である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものとする認めすることはできない。

千葉国民年金 事案 2730

第1 委員会の結論

申立人の平成6年5月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年5月から同年12月まで

私は、申立期間当時、学生であったため20歳からすぐには国民年金に加入して国民年金保険料を納付できなかったが、平成9年1月ごろ父が私の将来のため国民年金の加入手続きを行い、同年1月に冬のボーナスで6年5月から9年1月までの保険料約40万円を一括納付したのに、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父が平成9年1月ごろ国民年金の加入手続きを行い、申立期間を含めた6年5月から9年1月までの期間の国民年金保険料を一括納付したと申述しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が所持する年金手帳に記載された手帳の交付年月日から同年1月29日に払い出されていることが確認でき、払出時点において、申立期間の大半は時効により納付できない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、保険料を納付したとする申立人の父は、何度か社会保険事務所（当時）に出向き申立期間を含めた保険料の未納分を納付したと供述しており、平成9年2月以降、保険料納付の時効とならない申立期間直後の7年1月から9年1月までの期間の保険料を順次納付したオンライン記録と符合し、申立人が申立期間を含めた保険料の未納分を冬のボーナスで一括納付したとする申立内容とは相違している。

加えて、申立人の父は、申立期間を含めた保険料の未納分を郵送されて来た納付書で納付したと申述しているところ、申立人の手帳記号番号が払

い出された時点において、申立期間は既に2年が経過しており、時効により納付ができない期間となっており、申立期間の納付書が発行されたとは考え難い。

その上、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年11月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年11月から61年3月まで

私は、昭和56年10月にA市からB県C郡D町（現在は、E市）に引っ越したが、国民年金の任意加入を辞めたことはなく、引き続き国民年金保険料を納付していた。申立期間について未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において国民年金の資格喪失手続を行ったことはなく、引き続き国民年金保険料を納付していたと主張するところ、申立人の所持する年金手帳の「国民年金の記録（1）」の「被保険者でなくなった日」欄に昭和57年11月21日と記録されている上、国民年金被保険者名簿にも「昭和57年11月20日届」、「昭和57年11月21日喪失日」と記録されていることを踏まえると、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない。

また、申立期間当時、申立人の夫は厚生年金保険に加入中であり、被用者年金制度に加入している者の配偶者である申立人は、国民年金の任意加入対象者とされていることから、申立人が申立期間において国民年金の資格を喪失する申出を行ったとしても特段不自然さは無い。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立期間において申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年6月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 6 月から 60 年 3 月まで

私は、昭和 59 年 4 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料について、申請免除の承認を受けた後、同年 4 月 5 日に区役所の A 課の窓口において一括で追納した。一括で納付したのにもかかわらず、免除記録となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申請免除の承認を受けた昭和 59 年度の国民年金保険料を、昭和 60 年 4 月 5 日に区役所の窓口において一括で追納したと述べているが、B 市では 59 年度から、保険料の納付は指定金融機関での手続を案内し、区役所の窓口において現金を受領することはなかったと回答していることから、申立人の申述には不自然さが見られる。

また、申立人は、申立期間の保険料を納付したことを裏付ける資料として、保険料を納付した際、区の職員から渡されたとするはがき様式の昭和 59 年度の国民年金保険料申請免除承認通知を提出しており、申立人は、当該通知の表面に記載されたメモ書きを申立期間の保険料を納付したことの根拠としているが、当該通知のメモに記載された状況及びメモ書きが意図する内容は不明であり、ほかに申立期間の保険料の納付状況を明らかにする事情はうかがえない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 2733 (事案 723 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年6月から61年3月までの期間及び61年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年6月から61年3月まで
② 昭和61年4月から同年6月まで

私は、昭和51年6月ごろ国民年金の加入手続を行い、その後、52年1月25日に妻の任意加入手続を行った。申立期間当時、役所の集金人が徴収に来た際、二人分の国民年金保険料を納付していた。妻の保険料だけ納付することはあり得ないので、申立期間①が未加入、申立期間②が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年6月ごろ国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張するところ、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは、社会保険事務所(当時)の記録から、63年10月ごろであることが確認でき、この時点では、申立期間①及び②は時効により保険料を納付できない期間であり、それ以前に申立人に対し別の手帳記号番号が払い出された事情はうかがえない上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無いことから、既に当委員会の決定に基づく平成20年11月5日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人の保険料が納付されたことをうかがわせる新たな資料の提出は無く、その主張は、当初の申立てと同趣旨の主張であるため、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情があるとは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 2734

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年12月から57年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年12月から57年2月まで

私は、A国駐在期間の雇用保険の適用がないことで痛い思いをしたことがあるので、その後、社会保険について二度と不手際がないように人一倍注意してきたつもりである。国民年金には退職後すぐに妻が加入手続を行い、国民年金保険料を納付したはずであり、妻も同時期に納付しており、私だけが未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和56年12月に退職後、申立人の妻が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したはずであると主張しているところ、申立人の所持する年金手帳の基礎年金番号は、平成9年1月に加入していた厚生年金保険の記号番号が付番されており、国民年金の記号番号の記載は無く、国民年金の記録(1)の被保険者となった日が「平成12年5月11日」と記載され、オンライン記録とも一致することから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することはできない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人の氏名は無く、申立人に手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は申立期間の保険料納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の妻は、申立期間に係る保険料の納付方法、納付場所等の記憶が曖昧であり、具体的な納付状況が不明である。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確

定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年9月から46年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 9 月から 46 年 5 月まで

私は、昭和 44 年 9 月ごろ結婚のため退職した際、母と長姉の助言で A 区役所に勤務していた知人に依頼して、国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料は、金額は覚えていないが毎月納付をしていたと思う。年度は分からないが最初はシールのようなものを年金手帳に貼り付けた記憶がある。申立期間は保険料を納付したはずであり未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する年金手帳には、昭和 46 年 6 月 17 日に国民年金に任意加入したことが記載されており、A 区の保存する国民年金被保険者名簿及びオンライン記録とも一致していることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出された事情はうかがえない。

さらに、申立人は、申立期間に係る保険料の納付方法、納付時期、納付金額等についての記憶が曖昧である上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年10月から60年3月までの期間及び同年4月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年10月から60年3月まで
② 昭和60年4月から61年3月まで

私は、昭和41年7月から国民年金に加入して、まじめにこつこつ国民年金保険料を納付してきたのに、申立期間が未納及び未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A市が保存する国民年金被保険者名簿によれば、申立期間①は未納とされており、申立期間②は昭和60年4月1日に被保険者資格を喪失し、昭和61年4月1日に国民年金の第3号被保険者として再取得していることが記載され、いずれもオンライン記録と一致していることから、申立期間②は国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない期間である。

また、申立人は、任意加入の資格喪失手続は行っていないと主張しているが、A市役所は、「任意加入者に未納がある場合には、被保険者に文書、もしくは集金人による確認を行い、資格喪失の申出を提出させた上で、処理を行った。」と述べていることから、申立期間①が未納であったため、資格を喪失し、申立期間②の未加入期間が生じたものと推認できる。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人の氏名は無く、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人は保険料の納付金額及び納付場所についての記憶が明確

ではなく、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年7月から5年3月までの期間及び9年10月から11年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年7月から5年3月まで
② 平成9年10月から11年2月まで

私は、申立期間①については、当時学生だったので母が国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれた。また申立期間②については、退職後で余裕の無い中、滞納通知が届き、両親に強く勧められたので両親と一緒にA市役所に行き、一括で納付したことを覚えている。申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は20歳になったころ、母が国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人の所持する年金手帳には、平成5年4月1日に資格を取得した厚生年金保険の記号番号が基礎年金番号となっており、国民年金の記号番号の記載は無い上、オンライン記録によれば、申立人の国民年金の被保険者資格は、申立期間①に係る4年7月11日の資格取得及び5年4月1日の資格喪失の記録が10年9月1日に追加処理されており、当該時点を基準にすると、申立期間①の保険料は時効のため納付することはできない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に申立期間の保険料納付の前提となる手帳記号番号が払い出されたことは確認できない。

さらに、申立人は申立期間の保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続き及び保険料納付を行ったとする申立人の母の記憶

が不鮮明なため、保険料の納付状況等が不明である。

加えて、申立期間①の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 2 申立人は申立期間②の保険料をA市役所で一括して納付したと主張するところ、同市役所は、「申立期間当時、国民年金担当窓口では保険料の収納は行っておらず、同市役所内B銀行(現在は、C銀行)派出所においては、現年度保険料のみ納付が可能であり過年度保険料は受け付けていなかった。」と回答している。

また、申立期間②の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間②については、申立人の国民年金加入手続が行われたのは、平成9年1月の基礎年金番号導入後であり、保険料の収納事務の電算化が図られた後であることから、年金記録事務における事務処理の機械化が促進されており、記録漏れ、記録誤り等が生じる可能性が少ない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年10月から3年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年10月から3年2月まで

私は、前の職場にいたときに、未納分の国民年金保険料を納付するようにと請求が来たので、分割して保険料を納付した。申立期間が納付済みの記録になっていないことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳には、初めて国民年金の被保険者となった日が平成5年1月10日と記載されており、オンライン記録の資格取得日と一致していることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続についての記憶が無く、申立期間当時同居していたその父も申立人の国民年金加入手続を行ったことは無いと述べている上、申立人が納付したと主張する金額は、申立期間当時の保険料額とは異なっている。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 2739

第1 委員会の結論

申立人の平成3年5月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年5月から4年3月まで

私は、20歳になると国民年金に加入するのが義務だと思っており、20歳になった平成3年*月に国民年金保険料の納付書が送られて来たので、当時まだ学生だったが、アルバイト代から毎月保険料を納付していたのに、申立期間が納付済みの記録になっていないことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳には、初めて国民年金の被保険者となった日が平成8年3月1日と記載されており、オンライン記録の資格取得日と一致していることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人の氏名は無く、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間当時の保険料額についての記憶が無い上、申立期間当時同居していたその母も、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付について覚えていないと述べている。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告所等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 2740

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 4 月から同年 5 月までの期間及び 49 年 2 月から 53 年 8 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 4 月から同年 5 月まで
② 昭和 49 年 2 月から 53 年 8 月まで

私は、昭和 48 年 4 月ごろ A 区役所の窓口で国民年金の加入手続を行い、毎月区役所に行く用事があったので、その都度、区役所の窓口で国民年金保険料を納付書によらず現金で納付したのに、申立期間が未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する国民年金手帳には、昭和 53 年 9 月 27 日に申立人が B 市で国民年金に任意で加入していることが確認でき、オンライン記録と一致することから、申立期間①及び②はいずれも国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付できない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人の氏名は無く、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月から 58 年 3 月まで

私は、大学卒業と同時期の昭和 55 年 4 月に母と一緒に A 市役所へ行き、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は、毎月納付書に現金を添えて、B 銀行 C 支店（現在は、D 銀行 E 支店）で納付した。私の妹も同じ大学を卒業後、国民年金に加入し、納付していたのに、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の加入時期から、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは昭和 58 年 11 月ごろと推認でき、この時点では、56 年 9 月以前の国民年金保険料は、時効により納付することはできない。

また、申立人は、申立期間に係る保険料を毎月納付していたため、まとめて納付した記憶は無いと主張しているところ、申立人が国民年金に加入したとみられる昭和 58 年 11 月の時点で、同年 4 月からの現年度の保険料をまとめて納付していることが確認できる上、A 市では保険料を毎月納付することが可能となったのは昭和 59 年度からであることから、申立人の主張とは一致しない。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人の氏名は無く、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 2742

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月から 48 年 3 月まで

私の国民年金については、父が、私の将来の年金を心配して加入手続きを行い、以後、国民年金保険料を納付していたはずなのに、昭和 47 年 4 月から 48 年 3 月までの期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が所持する国民年金手帳の発行日欄に昭和 49 年 4 月 15 日と記載されていることから、同年 4 月ごろに払い出され、同時期、国民年金の加入手続きを行ったことが推認できる。

また、申立人の妹は、手帳記号番号が申立人と連番で払い出されており、申立人と同時に加入手続きを行ったものと推認されるが、オンライン記録によると、国民年金保険料は、国民年金に加入した昭和 49 年 4 月から納付していることが確認できる。

さらに、申立人の姉は、手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から昭和 47 年 2 月ごろに加入手続きを行ったものと推認され、オンライン記録によると、保険料の納付は加入時点で現年度分として納付可能である 46 年 4 月から納付していることが確認できる。

これらのことから、姉妹の国民年金の加入時期及び保険料の納付については、申立人の父が画一的に行い、申立人及びその姉妹の加入期間のすべての保険料を納付していたとまでは言い難い。

また、申立人は、国民年金の加入手続き及び保険料の納付について関与しておらず、加入手続き及び保険料の納付をしていたとするその父は既に亡くなっており、加入手続き及び納付状況は不明である上、申立人の父が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）

は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から53年3月までの期間及び58年3月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和51年4月から53年3月まで
② 昭和58年3月から61年3月まで

私は、申立期間①当時は、毎月、経営している店が忙しくなる昼ごろ、A市役所の担当者の女性が集金に来ており、私が夫婦二人分の国民年金保険料と年金手帳を渡して納付していたのに、未加入とされていることは納得できない。

申立期間②に関しては、定期的に自宅でA市役所の集金人に保険料を手渡しで納付していたのに、未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人と一緒に納付していたとしているその夫も未納である上、申立人は、毎月、A市役所から集金に来ていたと述べているところ、申立期間当時のA市における集金の実態についてA市役所に照会したが、「集金制度の実施時期、申立人の居住地であるB町における納付組織の有無及び集金人の有無について、いずれも確認することができない。」と回答しており、集金制度の実施状況については不明である。

また、申立期間②については、オンライン記録によると、申立人の夫は昭和58年3月26日(平成8年7月29日に昭和57年12月1日に訂正)から厚生年金保険に加入したとして、同日で国民年金の資格を喪失しており、被用者年金制度に加入する者の配偶者は国民年金の任意加入対象者とされていることから、申立人は、その夫の厚生年金保険の加入に伴い、58年3月26日をもって国民年金の資格を喪失していることが確認でき、以後、61年4月までに申立人が再取得の手続を行った形跡はうかがえないことから、

申立期間②は国民年金に未加入の期間であり、国民年金保険料の納付ができない期間である。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 2326 (事案 785 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 1 月 10 日より 35 年 5 月 1 日

私は、前回、第三者委員会から「訂正不要」との決定を受けた後、A社に入社したとき(昭和 30 年 1 月)、同社役員から「厚生年金保険料を、30 年 1 月分の給与から天引きする。」と言われたことを思い出したので、30 年 1 月 10 日から 35 年 5 月 1 日までの再調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、A社は昭和 35 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間は、適用事業所になる前の期間である。

また、当時の同僚は連絡先が不明で申立人の勤務の実態について証言を得ることができない上、同社は既に適用事業所でなくなっており、当時の関係資料は廃棄済みであることから、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できなかったとする当委員会の決定に基づき、平成 21 年 6 月 16 日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

今回の再申立てにおいて、申立人は、「A社の役員から、昭和 30 年 1 月分の給与から厚生年金保険料を天引きすると言われた。」と主張しているところ、当該元役員及び同社のほかの元役員は、全員が既に亡くなっており、当時の状況について証言を得ることができない。

また、申立人が氏名を挙げた元同僚 3 名は、いずれも申立期間に厚生年金保険の被保険者となっていない上、このうち 2 名は所在が不明であり、1 名は協力が得られなかったことから、申立人の申立期間当時の勤務実態について確認することができない。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生

年金保険被保険者番号払出簿には、申立人の資格取得日が申立期間後の昭和35年5月1日と明記されている。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、ほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年3月1日から31年8月15日まで
② 昭和31年9月15日から32年12月1日まで

私は、社長に誘われて昭和30年3月にA社に入社し、B（業務）をして2年半余り勤務し、給料も月給制であった。しかし、厚生年金保険の加入記録が1か月だけとなっていることは納得できないので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言により、申立人は、期間は特定できないものの、A社に1年程度勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人がA社で一緒に仕事をしていたと供述している元上司は、オンライン記録によると、当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格の取得日が、申立期間より後の昭和44年6月1日となっていることが確認できる。

また、当時の同僚は、「試用期間は12か月くらいあった。」と供述しており、元事業主も同様の供述をしていることから、当該事業所は、すべての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなく、かつ、勤務開始後すぐに加入させず、相当期間経過後に加入させていたと考えられる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人は、昭和31年8月15日に資格を取得し、同年9月15日に資格を喪失している上、その資格喪失の原因として退職を表す「退」と記載されていることが確認できるが、申立期間においては申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

加えて、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、元

事業主は、当時の関係資料は無いと回答していることから、申立期間当時の勤務実態について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年11月25日から26年10月31日まで
私は、昭和23年6月1日にA社（現在は、B社）に入社し、26年10月31日に退職するまで勤務した。途中、25年8月ごろにC事業所に出向し、D（業務）に従事したが、給与支給日には、A社のE（部門）があったF（地名）に給料を受け取りにいていた。26年2月ごろにA社に戻り、G（業務）に従事し、G（業務）の完了をもって退職した。申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言により、申立人は、申立期間においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所は、「当時の関係資料が無く、申立期間当時の出向者の取扱いや、申立人の勤務実態を確認できない。」と回答している上、複数の元同僚に聴取しても、申立人がいつごろC事業所から戻ったか等、申立人の申立期間当時の勤務実態について確認することができない。

また、申立人は、「C事業所に出向中もA社から給与が支給されていた。」と主張しているが、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人は、昭和25年11月25日に資格を喪失していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 2329

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年9月29日から同年11月1日まで
② 昭和39年10月1日から同年11月1日まで

私は、申立期間①については、昭和36年9月29日にA社に入社し、39年5月6日まで勤務し、申立期間②については、同年5月8日にB社（現在は、C社）に入社し、同年10月31日まで勤務していた。厚生年金保険の被保険者期間に空白期間があることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、元同僚の証言により、申立人が申立期間①においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、A社は、昭和36年11月1日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間①は適用事業所になる前の期間である。

また、申立人は「厚生年金保険に加入する前から厚生年金保険料を控除されていた記憶がある。」と主張しているものの、申立人と同様に昭和36年11月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している元同僚3名は、「保険料は控除されていない。」又は「不明である。」と回答しており、申立期間①について給与から保険料が控除されていたとする証言を得ることはできない。

さらに、当該事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、関係資料が保存されていない上、当時の事業主は既に亡くなっていることから、申立期間①当時の保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①における保険料の控除について確認で

きる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②については、申立人は、B社に昭和39年5月8日から同年10月31日まで勤務していたと主張しているところ、事業所名は確認できないものの、同年10月3日から42年8月20日までの雇用保険の加入記録があり、39年11月1日から42年8月21日までD社における厚生年金保険の記録があることから、当該雇用保険の加入記録は同社における記録と考えられるところ、当該事業所は、39年11月1日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間②は適用事業所になる前の期間である。

また、オンライン記録によると、申立人と同様にB社からD社に異動になっている元同僚3名は、全員申立人と同じく、B社における被保険者資格を昭和39年10月1日に喪失し、同年11月1日にD社における被保険者資格を取得している。

さらに、C社は、「当時の関係資料は無く、申立人の勤務期間及び保険料の控除については不明である。」と回答しており、申立人の保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 1 月 5 日から同年 3 月 25 日まで
② 昭和 40 年 4 月 25 日から同年 7 月 30 日まで
③ 昭和 41 年 1 月 5 日から同年 3 月 30 日まで
④ 昭和 41 年 4 月 25 日から同年 7 月 29 日まで

私は、昭和 40 年の正月明けから、A氏所有のB丸に乗船し、その後数年間にわたり同氏所有の船に乗船した。申立期間の船員保険の加入記録が無いことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①から④において、船員手帳を所持していないことから乗船していた船名及び期間を確認することができない上、当時の経理担当者であった現在の船主（申立期間当時の船主の息子）は、「船が出漁するたびに、漁協に乗組員を届け出て、それをもとに漁協が船員保険の手続をするので、乗船したのに船員保険に加入していないことはあり得ない。」と供述している。

また、船舶所有者であるA氏に係る船員保険被保険者名簿において、申立期間①から④に申立人の氏名は無く、被保険者証記号番号に欠番は無い。

さらに、申立人が一緒に乗船したとして氏名を記憶している元同僚は、当該船員保険被保険者名簿の申立期間①から④に氏名が無い。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年6月1日から25年9月1日まで
② 昭和25年10月20日から26年12月1日まで

私は、昭和24年6月から26年11月末までA社に勤務したが、厚生年金保険の被保険者記録は1か月のみであり、前後の期間の記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、元同僚の証言及び申立人がA社における仕事内容を明確に記憶していることから、申立人は、申立期間①にA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所は、昭和25年9月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①は適用事業所になる前の期間である。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、元事業主及び申立人が氏名を挙げた元同僚は、申立人と同様に当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、事業主は、「当時の資料は廃棄処分して無い。」と回答していることから、申立人の申立期間①当時の勤務実態を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②については、申立人が氏名を挙げた元同僚は、当時のことを覚えていないことから、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名

簿により、申立人が資格を取得した前後に資格を取得している者 10 名に照会し、6 名から回答があったが、申立期間②において申立人の勤務実態について証言を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日まで
私は、昭和 44 年 4 月 1 日にA社に入社し、同年 7 月 25 日まで勤務したが、厚生年金保険の被保険者期間が同年 7 月 1 日からとなっている。25 日間しか働かなかったということはなく、申立期間も厚生年金保険料が給与から控除されていたはずであるから、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、既に廃業している上、当時の事業主も既に亡くなっていることから、申立人の申立期間当時の勤務実態を確認することができない。

また、申立人が氏名を挙げた元同僚4名のうち、1名は既に亡くなっており、3名は連絡先が不明であることから、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間に被保険者記録を有する者3名に照会したが、申立期間において申立人を覚えている者はおらず、申立期間当時の厚生年金保険料の控除について証言を得ることができない。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和 43 年 7 月 1 日に資格を取得した者の次に、申立人が、44 年 7 月 1 日に資格を取得している記録が確認でき、その間に被保険者資格を取得している者はいない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 2333

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 7 月から 37 年 3 月 1 日まで
② 昭和 38 年 5 月 1 日から 41 年 7 月 14 日まで
③ 昭和 42 年 2 月 20 日から 43 年 2 月 5 日まで
④ 昭和 46 年 10 月から 47 年 4 月まで

私は、高等学校を2年生で中退した直後から父が経営していたA社で働き、途中、B社に就職した期間及び叔父が経営していたC社の仕事を手伝っていた期間を除き、昭和45年7月末に退職するまで、継続して勤務し厚生年金保険料を給与から控除されていた。また、46年10月から47年4月までの期間は、私が設立したD社で厚生年金保険に加入していた。申立期間について被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①、②及び③については、複数の元同僚の証言から、申立人が当該期間においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間①、②及び③において申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

また、A社は、昭和46年7月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主である申立人の父は既に亡くなっていることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除等の状況を確認できる関連資料や供述を得ることはできない。

さらに、オンライン記録によると、申立人は申立期間当時、国民年金の被保険者であったことが確認でき、昭和38年5月から同年8月までの期間及び39年4月から40年8月までの期間の国民年金保険料を納付し

ていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間④については、オンライン記録において、D社がE区で厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない。

また、申立人は、「D社における厚生年金保険を含む各種社会保険の手続は、A社の担当者に任せていたため、詳しいことは分からない。」と供述しているが、申立人はD社の代表取締役であり、申立期間当時の厚生年金保険の加入状況等を知り得る立場であったと認められる。

さらに、D社は既に廃業している上、申立人は、当時の資料は残っていないと供述していることから、厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 2334

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年12月1日から7年9月26日まで
私の平成6年12月から7年8月までの標準報酬月額が、不当に下げられているので正当な額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務していたA社は、平成7年9月26日に休業を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、オンライン記録により、その1週間後の同年10月3日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が6年12月から7年8月までの期間について50万円から18万円に遡及して訂正されていることが確認できる。

しかし、A社に係る登記簿謄本により、申立人は、申立期間当時から現在に至るまで同社の代表取締役であることが確認できる。

また、申立人は、電話での聴取において、A社に社会保険料の滞納があったことを認めている。

さらに、申立人は、「会社の代表者印は私が管理し、必要に応じて社会保険関係の事務を担当していた者に渡していた。」と供述しているところ、その社会保険関係の事務を担当していた者は、「A社の社会保険料の滞納に関し、社会保険事務所（当時）の職員が会社へ来て、私が折衝に当たった。職員の指導により、社会保険料の滞納分を相殺するために標準報酬月額を下げる届書を書き、また、会社が厚生年金保険の適用事業所でなくなる届書も書いたように記憶している。そのときに社長も同じ部屋に居合わせていた。」と供述しており、同社の代表取締役である申立人が、当該遡及訂正処理に全く関与していなかったとは認め難い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、

会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役である申立人が、その処理に関与しながら当該標準報酬月額の訂正処理が有効なものでないと主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 2 月から 50 年 9 月まで

私は、昭和 37 年 2 月に A 社に入社し、昭和 50 年 9 月まで勤務したにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が無いことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

事業主照会に対する回答書により、申立人が申立期間において A 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所は、オンライン記録により平成 19 年 5 月 8 日に初めて厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認でき、申立期間当時は適用事業所ではない。

また、申立人は当時の同僚の氏名を記憶していないことから、同僚等に聞き取り調査を行うことができない上、オンライン記録によると、申立人が氏名を挙げた当時の事業主及び昭和 45 年 4 月から当該事業所に勤務していた現在の事業主は、いずれも、申立期間において厚生年金保険の被保険者となっていない。

さらに、当時の事業主は既に亡くなっており、現在の事業主は、「申立期間当時の人事記録、賃金台帳等の関連資料は現存していない。」と回答していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月 12 日から 47 年 6 月 1 日まで
昭和 43 年 4 月ごろ、A区BにあったC社（47 年 4 月 1 日にD社に名称変更）に臨時社員として採用され、その後に正社員になり、給与から厚生年金保険料が控除されていた。

しかし、正社員になったのは、当該事業所で厚生年金保険被保険者となったと記録されている 47 年 6 月 1 日ではなく、もっと早かったと思うので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が氏名を挙げた複数の元同僚は、「C社は、正社員のほかに、多くの臨時職員を使用していた。臨時職員については、健康保険や厚生年金保険は適用されなかった。」と証言していることから、申立人はC社において臨時職員で勤務していた期間については厚生年金保険が適用されない取扱いとなっていた可能性があると考えられる。

また、当該事業所は昭和 47 年 4 月 1 日にD社に名称変更しているところ、当時の同僚の一人は、「申立人の入社は、社名が変わった後だったと思う。」と証言しており、また別の一人は、「見習い期間が数か月あり、厚生年金保険に加入したのはその後だった。」とそれぞれ証言している。

さらに、申立人は当該事業所において、厚生年金保険の被保険者資格を昭和 47 年 6 月 1 日に被保険者番号「*」により取得しているところ、日本年金機構によると、同番号の払い出し日は同年 10 月 13 日であり、また、同番号については重複番号取消処理が行われ、39 年 10 月 1 日に取得している被保険者番号「**」に統合されていることを考え合わせると、D社における資格取得日が 47 年 6 月 1 日であることに不自然さはいくつかある。

い。

加えて、当該事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、賃金台帳等、当時の関係資料の所在が不明である上、昭和33年6月に健康保険が健康保険組合管掌に変わっているところ、日本年金機構は、「組合の名称については、台帳にも記載がなく、不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間当時の勤務実態について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 6 月 25 日から同年 11 月 16 日まで
私は、昭和 35 年 6 月 25 日から同年 11 月 16 日まで A 社に勤務して B (作業) を行っていた。前職を退職後、すぐに当該事業所に勤め、給与から厚生年金保険料が控除されていたような覚えがある。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、A 社において、一緒に B (作業) に従事していたと記憶している元同僚の証言より、申立人が申立期間において A 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、この元同僚の厚生年金保険被保険者記録は、申立人と同様に申立期間の記録が無い。

また、別の元同僚は「入社してから 3 か月程度の見習い期間があった。」と供述していることから、当時、当該事業所では、従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなく、入社してから一定期間経過後に厚生年金保険に加入させていたことがうかがえる。

さらに、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主の所在も不明であり、関係資料の所在も不明であることから、申立人の申立期間当時の勤務実態について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②及び④について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間③について、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 1 月から 40 年 1 月 1 日まで
② 昭和 41 年 10 月 25 日から 42 年 3 月 1 日まで
③ 昭和 42 年 3 月 1 日から同年 4 月 21 日まで
④ 昭和 46 年 2 月 11 日から 47 年 4 月 1 日まで

私は、申立期間①については、昭和 38 年 1 月から 39 年 12 月まで A 事業所に勤務し、元請け会社である B 社の C 区の現場において、D (職種) として勤務した。

また、申立期間②及び③については、弟と一緒に昭和 41 年 10 月 25 日から 42 年 4 月 21 日まで E 事業所に勤務したが、厚生年金保険の被保険者期間が弟より短く、標準報酬月額についても弟より私の方が高かったはずなのに同額となっていることは納得できない。

さらに、申立期間④については、昭和 44 年 6 月 20 日から 47 年 3 月 31 日まで、F 社 G 出張所に勤務していた。

申立期間①、②及び④における厚生年金保険の記録が欠落しているので、被保険者期間として認めてほしい。また、申立期間③における標準報酬月額は、正しい金額となるよう訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、オンライン記録により、A 事業所は、C 区において厚生年金保険の適用事業所として確認することができない。

また、申立人は、元同僚の氏名を記憶していないことから、同僚等へ聞き取り調査ができない上、当該事業所の元請け会社であるB社総務担当部門は、「申立期間当時の資料は、保存期間経過のため保存されておらず、また、OB会を通じて、当時勤務していた複数のOBに照会したが、高齢のため、当該事業所について記憶が無い。」と回答していることから、申立人の申立期間当時の勤務実態について確認できない。

さらに、H法務局I出張所では、A事業所、J事業所及びK事業所（A事業所の類似事業所名）の登記簿謄本並びに閉鎖謄本を確認できない。

加えて、C区において当該事業所名と類似するK事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立期間①に申立人の氏名は無い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②については、申立人は元同僚の氏名を記憶していないことから、E事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間②当時勤務していた元同僚を把握し、住所が判明した5名のうち3名から証言が得られたが、いずれも申立人のことを記憶しておらず、申立人の申立期間②当時の厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、E事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、元事業主は所在が不明であることから、申立人の申立期間当時の勤務実態について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間③については、E事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人に係る標準報酬月額は、昭和42年3月1日は4万5,000円となっており、訂正の形跡は無く、記録管理に不自然さは認められない。

また、申立人が一緒に入社したとする申立人の弟の被保険者資格の取得から資格の喪失までの標準報酬月額は4万5,000円となっており、同様に訂正の形跡は無く、記録管理に不自然さは認められない。

さらに、当該事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、元事業主の所在が不明で、貸金台帳、源泉徴収票等の存在は不明であることから、申立期間③当時の勤務実態について確認することができない。

このほか、申立期間③について、申立人の主張する標準報酬月額に基

づく保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 申立期間④については、F社G出張所は、昭和46年3月16日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間④のうち、同日以降は当該事業所が適用事業所でなくなった後の期間である。

また、当該事業所の本社であるF社（L県M市所在）は、「当時の資料が無く、また、当時を知る職員もいないことから、同社G出張所において、申立人を厚生年金保険に加入させていた経緯及び昭和46年2月11日付けで被保険者資格を喪失させた理由は不明である。」と回答しており、申立人の厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

さらに、N社（O県P市所在）の複数の元役員は、「F社G出張所から独立してN社（O県P市所在）を設立するため、半年くらい前からG出張所の従業員を転籍させたが、申立人は下請け会社の社員であり、直接雇用していないことから、転籍させておらず、厚生年金保険には加入させていないと思う。」と供述している。

加えて、F社G出張所から独立したN社(昭和45年8月3日新規適用)の健康保険厚生年金保険被保険者原票の申立期間④に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 5 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間③について、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 2339

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月 1 日から 36 年 4 月 1 日まで

私の夫は、昭和 32 年 4 月 1 日から 36 年 3 月 31 日まで、A社B支店に勤務していたのに、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間とされていないことは納得できない。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、A社が保管する個人年金台帳に申立人の氏名は無く、同社は、「個人年金台帳」以外には当時の資料は無く、申立人の勤務実態については不明である。」と回答している上、申立人の妻は当時の同僚の氏名を記憶していないことから、同社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間当時に勤務していた複数の元同僚に照会したが、申立人を記憶している者はおらず、申立人の勤務実態について確認することができない。

また、A社B支店は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているため、同社C支店に照会したところ、「申立期間当時の資料は残っていないが、当時臨時従業員として入社した者は、A社とD労働組合との間の協定に定める選考基準に基づき、選考された者が、臨時雇用期間を経た後に正社員になっていた。」と回答している上、当時、同社B支店に勤務していた元同僚は、「当時は、臨時従業員で日雇健保に加入している者が多くいた。」「厚生年金保険に加入しないまま、数年間の臨時従業員期間を経た後に、正社員になった。」と供述している。

このことから判断すると、申立期間当時、A社B支店においては、入社

と同時に従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなく、臨時従業員期間を経て、正社員となったことを契機に被保険者資格を取得させていたことがうかがえる。

さらに、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 5 月から 46 年 2 月まで

私は、A社に昭和 42 年 5 月に入社し、同社に籍を置いたままB社C工場に出向勤務していたが、厚生年金保険の被保険者資格の取得年月日が46年3月1日となっている。45年*月には子供も生まれており、無保険、無年金だったとは考えられない。A社に勤務した42年5月から46年2月まで厚生年金保険の被保険者とされていないことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人は昭和 44 年 8 月 23 日からA社に勤務し、B社C工場に出向していたことは推認できる。

しかし、A社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書（取得届受理月日：昭和 46 年 3 月 17 日）により、当該事業所が申立人の資格取得年月日を46年3月1日として届け出ていることが確認できる。

また、申立人が唯一氏名を挙げた元上司（昭和 42 年 9 月 16 日から 47 年 9 月 1 日までA社での被保険者記録がある。）は、既に亡くなっている上、申立人は元同僚の氏名を記憶しておらず、個人を特定することができないため、同僚等への聞き取り調査を行うことができず、申立人の雇用実態について確認することができない。

さらに、A社は申立期間当時の関係資料を保管していないことから、申立人の勤務実態について確認できない。

加えて、A社及び出向先であるB社C工場の健康保険厚生年金保険被保険者原票の申立期間に申立人の氏名は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 3 月 1 日から 47 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 46 年春から A 社 B 営業所に約 1 年間勤務し、C（職種）をしていた。その期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いが、厚生年金保険料を給料から控除されていたと思うので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が氏名を挙げた元同僚の記録が A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿にあることから、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、A 社の元役員は、「C（職種）の担当者は歩合制であり、歩合制の従業員については、厚生年金保険に加入させておらず、厚生年金保険料を控除していなかったはずである。」と供述している。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

さらに、当該事業所の元役員は、「A 社は倒産し破産管財人が書類をすべて持っていたため、貸金台帳、源泉徴収票等の所在は不明である。」と供述していることから、申立人の申立期間当時の勤務実態について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 2342

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年1月20日から同年4月1日まで

私は、昭和21年1月20日から22年6月11日まで、A社B工場で働いたが、厚生年金保険の被保険者記録は21年4月1日からとされており、同年1月から同年3月までの記録が無い。お正月明けから勤務することになっていたが、都合で同年1月20日から勤務することになったことを覚えているので、年金記録を確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人にA社B工場への入社を勧めたとする元同僚は、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記録が確認できるものの、連絡先が不明のため聞き取り調査を行うことができず、申立人の勤務開始時期を特定することができない。

また、上記被保険者名簿により、昭和20年12月1日から21年4月1日までの期間において、当該事業所で資格を取得した者56人のうち、住所が判明した6人に文書照会し、3人から回答を得たものの、いずれも「申立人のことを知らない。」と回答しており、申立人の申立期間当時の勤務実態について確認することができない。

さらに、A社は、「申立期間の賃金台帳、源泉徴収票等は、法定帳票保存期限を過ぎているため、保存していない。」と回答している上、ほかに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 2343

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月 1 日から 40 年 7 月 28 日まで
私は、A社を退職するときに厚生年金保険被保険者証を渡され、その重要性について教えてもらった。A社が本人に無断で勝手に厚生年金保険の脱退手続を取ることはあり得ず、私もその手続をしたことはない。脱退手当金を受け取った覚えは無いので、厚生年金保険の被保険者記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の事業所別被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後2ページにおいて、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和40年7月の前後2年以内に資格を喪失した申立人を除く18人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、16人について脱退手当金の支給記録が確認でき、全員、資格喪失日より1か月から3か月以内に脱退手当金の支給決定がされている上、複数の元同僚は、「当時は、脱退手当金をもらうことが一般的であった。」「自分で社会保険事務所(当時)に手続を行った覚えがないので、会社が手続してくれたと思う。」と供述していることから、申立人についても事業主により代理請求がされた可能性が高いと考えられる。

また、申立人の事業所別被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から3か月以内の昭和40年10月19日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 22 年 12 月から 24 年 1 月 4 日まで

私は、昭和 22 年 12 月から 24 年 1 月 4 日まで、A氏の所有するB丸に乗船していたが、その期間の船員保険の被保険者記録が無い。船員手帳に申立期間どおりの雇入れ期間が記載されているので、確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する船員手帳により、申立人がA氏により、C（職種）として昭和 22 年 12 月に雇入れられ、24 年 1 月 4 日に転船のため雇止めとなったことが確認できる。

しかし、A氏が船員保険の適用船舶所有者となったのは昭和 24 年 1 月 1 日からであり、申立期間の大部分は適用船舶所有者となる前の期間である。

また、申立人の船員保険被保険者台帳における最初の記録は、D氏所有の船舶に昭和 24 年 6 月 1 日から同年 8 月 1 日まで乗船した記録であり、申立人に係るオンライン記録の最初の船員保険加入期間に一致する。

さらに、A氏は、既に適用船舶所有者でなくなっており、当時の賃金台帳、源泉徴収票等の関連資料の所在は不明であることから、申立人の勤務実態を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 4 月から 32 年 1 月まで

私の厚生年金保険の被保険者記録について、送付されてきた年金加入履歴を見ると、昭和 30 年 4 月から A 社 B 丸に C (職種) として乗船していた期間の年金記録が無いので、調査をお願いします。

第3 委員会の判断の理由

A 社は、申立期間において船員保険の船舶所有者として確認できるが、申立人は、当時の船員手帳を所持しておらず、雇入れ状況が確認できない上、当該船舶所有者は、昭和 33 年 7 月 29 日に船員保険の船舶所有者でなくなっており、事業主の所在が不明であるため、申立人の雇用実態を確認することができない。

また、申立人は元同僚の氏名を記憶しておらず、船員保険被保険者名簿において申立期間に被保険者資格を有し、連絡先が判明した 10 名のうち回答があった 2 名の元同僚は、「申立人については分からない。また、B 丸に乗船していたかどうかについても分からない。」と供述しており、申立人の乗船実態が確認できない。

さらに、当該船舶所有者の船員保険被保険者名簿の申立期間において、申立人の氏名は無く、船員保険被保険者番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 2346

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 11 月 1 日から 56 年 6 月 19 日まで

私は、昭和 52 年 10 月に A 専門学校 B 科を卒業後、同年 11 月 1 日に C 社に入社した。社会保険（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）完備は入社の際に確認しており、給与明細書に社会保険料の控除が書かれていたことも記憶しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社から提出された年末調整用台帳等（昭和 52 年から 56 年分まで）により、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことは確認できる。

しかし、社会保険事務所（当時）の記録により、当該事業所は昭和 56 年 6 月 19 日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間当時は適用事業所になる前の期間である。

また、事業主は、「適用事業所になった昭和 56 年 6 月 19 日以前は、従業員それぞれが国民年金に加入していた。」と供述しているところ、適用事業所になった日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している者 7 人（申立人を除く。）のうち 3 人は、申立期間において、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付している。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入時期から、申立人は昭和 54 年 1 月ごろ国民年金への加入手続を行っているところ、申立人は、52 年 1 月までさかのぼって国民年金保険料を過年度納付している上、申立期間を含む 56 年 5 月まで、ほとんどの期間の国民年金保険料を納付している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 2347

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年2月24日から同年4月1日まで
私は、平成6年7月21日から8年3月31日まで、A事業所に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が6年7月21日から8年2月24日までしか無いことは納得できない。厚生年金保険被保険者資格喪失日を同年2月24日から同年4月1日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された申立人の退職願において、申立人が平成8年2月23日に依願退職していることが確認でき、雇用保険の離職日と一致している。

また、当該事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、申立人の被保険者資格喪失日が平成8年2月24日と届け出されたことが確認できる。

さらに、当該事業所は、「給与は20日締め末日払いで、厚生年金保険料は翌月控除である。」と供述しているところ、当該事業所から提出された申立人の平成8年2月分の給与支払明細書において厚生年金保険料が控除されているが、同年3月分の給与支払明細書において厚生年金保険料は控除されておらず、出勤日が3日と記録されていることから、申立人は同年2月23日まで勤務していたことが確認できる上、同年2月分の保険料は控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 2348

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 5 月 31 日から 39 年 3 月 2 日まで
② 昭和 54 年 11 月 30 日から 56 年 6 月 21 日まで

私は、申立期間①はA社に、また、申立期間②は兄が事業主だったB社に勤務し、その間は厚生年金保険の被保険者期間と思っていたが、被保険者となっていない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、元同僚の証言から申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録により、当該事業所は昭和 38 年 1 月 24 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①の同日以前の期間については適用事業所になる前の期間である。

また、社会保険の事務を担当していた元同僚は、「当時は、3 か月間ぐらいの試用期間があった。また自分には、申立人についての記憶は無い。厚生年金保険料を控除していれば届出をしていたはずである。」と証言している。

さらに、現在の事業主は、「当時の資料が無く、申立人の在籍、届出、保険料の納付については不明である。」と回答しており、当時の事業主も既に亡くなっているため、申立人の勤務実態について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②については、申立人は、「兄が事業主であったB社に勤務し

ていた。また、自分は総務部長で、厚生年金保険については自分が社会保険事務所（当時）に手続していた。」と主張しているところ、C県D課における登録から、B社の存在は確認できたが、オンライン記録において、当該事業所は、厚生年金保険の適用事業所として確認することができない。

また、当該事業所の事業主である申立人の兄について、オンラインシステムで氏名検索をしたが年金加入記録を確認することができない。

さらに、申立人は元同僚について姓しか記憶しておらず、個人を特定できないため同僚等へ聞き取り調査を行うことができず、勤務実態や勤務状況等を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 2349

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年7月26日から44年7月26日まで

私は、昭和42年3月18日から48年9月26日まで、A区BにあったC社に継続して勤務し、その間、終始厚生年金保険に加入していたはずであるが、43年7月26日から44年7月26日までの加入記録が欠落していることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人に係るC社における厚生年金保険加入記録は、昭和42年3月18日に被保険者資格を取得し、43年7月26日に資格を喪失、44年7月26日に資格を取得、48年9月26日に資格を喪失と記録されており、申立人の申立期間における雇用保険の加入記録は無く、申立期間の前後における雇用保険加入履歴（事業所名不明）は、申立人の当該事業所における厚生年金保険加入期間と一致している。

また、申立期間中の昭和43年10月7日に当該事業所に入社した元事務職社員は、「申立人は、私が入社したときには在職しておらず、翌年、入社してD（施設）で働くようになった。その際、申立人が以前D（施設）で働いていた人だと聞いた。」と供述している。

さらに、当該事業所の元事業主は、「廃業後長期間が経過し、当時の関係記録及び資料が廃棄されているため、申立期間に係る厚生年金保険の資格喪失及び取得に係る届出並びに厚生年金保険料の納付を行ったか否かについては不明である。」と回答しており、申立人の厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

加えて、申立人が記憶している元同僚は、既に亡くなっているため、申立期間当時の保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 2350

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月 1 日から 45 年 1 月 1 日まで

私は、昭和 44 年 4 月、高等学校卒業と同時に在学中からアルバイトをしていたA社に正社員として入社し、その年の大晦日まで継続して勤務していた。社会保険事務所（当時）から、当該期間は厚生年金保険の被保険者期間として認められないとの回答を受けたが、納得できないので再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の事業主の証言から、申立期間において、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、事業主は、「申立期間当時の当社は、個人経営の事業所で、厚生年金保険に加入していなかった。」と供述している上、オンライン記録により、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成9年12月1日であり、申立期間当時は当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなかったことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 4 月 1 日から 34 年 12 月 15 日まで
② 昭和 35 年 3 月 16 日から同年 6 月 4 日まで
③ 昭和 35 年 8 月 28 日から 36 年 3 月 20 日まで
④ 昭和 44 年 6 月 16 日から同年 9 月まで

私は、昭和 33 年 4 月 1 日から 36 年 3 月 20 日まで継続して A 事業所(現在は、B 社 C 支店)で臨時雇用として働いた。

また、昭和 36 年 4 月 10 日から 44 年 6 月 16 日まで正職員として A 事業所で働いた後、臨時雇用として引き続き同年 9 月まで働いた。申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から③について、申立人は、「昭和 33 年 4 月 1 日から 36 年 3 月 20 日までの期間、A 事業所に臨時雇用として継続して勤務していた。」と主張している。

しかし、事業主は、「A 事業所に関する当該期間当時の人事記録等は既に廃棄済みであり、申立人の勤務実態等は不明である。」と回答している。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、所在の確認できた 5 名の元同僚に申立人の勤務実態について照会したところ、回答のあった 4 名の元同僚は、1 名を除き、「申立人のことは記憶に無い。」と回答しており、「申立人を知っている。」と回答のあった元同僚 1 名からも、申立人の勤務期間等、申立期間当時の具体的な証言は得られず、申立人の勤務期間、勤務実態等は確認できない。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険の資格取得及び喪失は同一ページにそれぞれ別の記

号番号で記載されていることが確認できる。

加えて、申立人と同様にD（業務）に従事していたとする元同僚は、「当該期間当時、D（業務）の臨時雇用者は男性3人であった。」と供述しているが、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同時期に男性3人が被保険者として存在していたことは確認できず、申立内容が元同僚の証言と符合しないことから、当該事業所において、D（業務）に従事する臨時雇用者のすべてが厚生年金保険に加入する取扱いではなかった可能性がうかがえる。

一方、申立期間④については、当該事業所は、オンライン記録によると、昭和41年7月25日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認でき、申立期間④は当該事業所が適用事業所でなくなった後の期間であり、オンライン記録により、申立人は申立期間④において、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年10月から26年4月1日まで
② 昭和26年4月1日から28年4月1日まで

私は、昭和25年10月から26年3月末日までA社に勤務し、同年4月から28年3月末日までB社に勤務したのに、両社共に厚生年金保険の加入記録が無いことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人はA社における業務内容について具体的な供述をしていること、及び複数の元同僚の氏名を記憶していることから、勤務期間は特定できないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、当該事業所は、昭和28年8月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①については厚生年金保険の適用事業所ではない。

また、当該事業所の当時の事業主及び申立人が上司であるとして氏名を挙げた者の厚生年金保険の加入記録は、共に当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和28年8月1日以降の期間については確認できるが、申立期間①における厚生年金保険の加入記録は無い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②については、申立人はB社における業務内容について具体的な供述をしていること、及び複数の元同僚の氏名を記憶していることから、勤務期間は特定できないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、「B社」という名称の厚生年金保険の適用事業所は確認することができない上、C県内に所在する「D」及び類似名称の適用事業所も確認できない。

また、オンライン記録によると、申立人が当該事業所の当時の事業主として氏名を挙げた者の厚生年金保険の加入記録には、当該事業所での厚生年金保険の加入記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年5月30日から25年12月11日まで

私は、昭和24年5月30日から25年12月11日までの期間、A社に勤務していた。申立期間は、厚生年金保険に加入していたと思うので、当該期間について厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元同僚の証言から、勤務期間は特定できないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、健康保険厚生年金保険適用事業所索引簿によると、当該事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主の所在が判明しないため、申立期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、所在の判明した当時の元同僚6名に申立人の勤務実態について照会したところ、そのうち2名から回答があり、1名は申立人を記憶していたが、当時の勤務実態等について具体的な証言を得ることができない。

また、申立人及び元同僚は、申立期間当時、当該事業所では給与の遅配があったことを証言しており、この時期、当該事業所の経営状況に支障が生じていたことがうかがえる上、当該事業所における厚生年金保険の被保険者について、申立期間と重複する昭和24年7月3日から当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった26年3月1日までの期間において被保険者資格を取得した者は確認できないことから、当該事業所では申立期間当時、入社した従業員の厚生年金保険被保険者の資格取得の届出を行

わなかった可能性がうかがえる。

加えて、申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 10 月から 38 年 9 月まで

私は、昭和 33 年 10 月から 38 年 9 月まで、A（施設）の近くにあった B 社に住み込みで勤務していたが、その期間は厚生年金保険に加入していたはずであり、加入記録が無いことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間において、B 社に住み込みで勤務しており、厚生年金保険に加入していた。」と主張している。

しかし、オンライン記録において、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所として確認することができない上、所在地を管轄する法務局において申立期間当時、C 区に所在する「B 社」という事業所の登記は確認することができない。

また、申立人は、「当時の事業主は既に死亡した。」と供述しており、申立人は当時の同僚の氏名を記憶していないことから、同僚等に聞き取り調査を行うことができず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について証言を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 1 月から 31 年 9 月 1 日まで

私は、昭和 29 年 1 月から 31 年 8 月末まで A 社に正社員として勤務したが、この期間の厚生年金保険の加入記録が無いことは納得できない。調査して加入記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社での業務内容を具体的に供述していること、及び当時の同僚の証言から、勤務期間は特定できないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、当時の事業主の息子は、「元事業主である父と母は既に亡くなっており、当時の事業所の資料は一切残っていないため、申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用状況については不明である。」と回答しており、申立人の勤務実態等を確認することができない。

また、申立人が氏名を挙げた元同僚 1 名を含む、申立期間前後に当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている元同僚 29 名のうち、所在の確認できた 9 名に申立人の勤務実態等を照会したところ、そのうち 7 名から回答があり、唯一申立人が当該事業所に勤務していたことを記憶していると回答した者は、「私は、当該事業所に創業時より勤務していた。当該事業所には、正社員と季節的に増員した非正社員がいたと思う。」と供述しており、申立人の勤務実態等について具体的な証言は得られない。

さらに、申立期間における当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い上、申立期間における申立人の雇用保険の加入記録も確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。